

高岡介護老人保健施設(指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護事業所) 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人豊田山之手会が開設する高岡介護老人保健施設(以下「事業所」という)が行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)にある高齢者に対し、適正な指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、利用者の療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

- 2 指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たって、事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行うことにより、要支援者の療養生活の質の向上及び心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 5 当施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 高岡介護老人保健施設
- (2)所在地 豊田市広田町西山75番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (介護予防分については合算して表記している。)
- (1)管理者 1名(常勤兼務、医師と兼務)
管理者は、施設の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 従業者

別に定める高岡介護老人保健施設運営規程第4条(2)に定める職種及び員数のとおりとする。

従業者は、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の提供を行う。

(短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容及び利用料等)

第5条 指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護の内容は次のとおりとし、指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護を提供した場合の利用料の額は、介接報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された負担割合の額とする。

- (1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話
- (2) 機能訓練及びその他必要な医療
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎

2 第6条の送迎の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所療養介護及び介護予防短期入所療養介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル未満 500円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道1キロメートル以上 1,000円

3 その他の費用

事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受ける事ができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合は、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。

- ① 滞在費 2,066円(1日あたり) ユニット型個室(空床利用)
- ② 利用者の選定に基づく特別な療養室の提供に係る追加的費用は、次の額を徴収する。
 - 特別な療養室A 400円(税込)(テレビ、冷蔵庫設置)(1日あたり)
 - 特別な療養室B 350円(税込)(テレビ、冷蔵庫設置)(1日あたり)
- ③ 日常生活において通常必要となる用品等は必要に応じ、当施設指定業者との契約を行うことで提供を行う。契約については任意とする
- ④ 持込電気品電気代 100円(1品目1日あたり)
- ⑤ テレビ貸出料 100円(1日あたり)
- ⑥ 食費 朝食301円、昼食572円、夕食572円を徴収する。
- ⑦ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費相当額
- ⑧ 洗濯代 500円(1回あたり)
- ⑨ 理美容代 実費
- ⑩ 予防接種等 別途

4 利用者は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供に当たっては、予め利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

5 施設は、前項各号に掲げる費用の支払を受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

6 日常生活における通常必要となる費用として利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の送迎の実施地域)

第6条 通常の送迎の実施地域は、豊田市、知立市、みよし市の下記区域とする。

豊田市

秋葉町1～3丁目、曙町、朝日ヶ丘、生駒町、畠部西町、畠部東町、永覚町、永覚新町、大島町、大林町、小川町、鶴鳴町、柿本町、和会町、金谷町、上丘町、上郷町、河合町、鴻ノ巣町、小坂町11～15丁目、寿町、駒新町、駒場町、衣ヶ丘、幸町、清水町、下市場町、新生町、住吉町、聖心町、大成町、高丘新町、高岡町、高岡本町、高美町、宝町、竹町、竹元町、田代町、田中町、司町、土橋町、堤町、東新町、渡刈町、トヨタ町、中田町、中根町、中町、西丘町、西新町、西田町、花園町、広田町、深田町、豊栄町、細谷町、本新町、本田町、本地町、本町、前田町、前林町、前山町1～3丁目、緑ヶ丘、美山町、御幸町、御幸本町、明和町、山之手、吉原町、竜神町、若林西町、若林東町

知立市

八橋町

みよし市

明知地区、打越地区

(施設の利用に当たっての留意事項)

第7条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- (2) 入所生活においては、事業所の規則を守り、他の迷惑にならないようにする。
- (3) 共有の設備・備品は他の迷惑にならないように利用する。

(虐待の防止等)

第8条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(身体拘束等)

第9条 当施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

2 当施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(褥瘡対策等)

第10条 当施設は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針(別添)を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(衛生管理等)

第11条 当施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに医薬品及び医療機器の管理を適正に行うものとする。

2 施設において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(非常災害対策)

第9条 事業所は、防火管理について責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

当施設は、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

第10条 当施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。

3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第11条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針(別添)を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。

3 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。

4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1)採用研修 採用後3か月以内

(2)継続研修年2回

2 当施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族等の秘密を保持する。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

5 施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人豊田山之手会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成20年3月15日から施行する。

この規程は、平成27年3月23日から改訂し施行する。

この規程は、令和元年10月1日から改訂し施行する。

この規程は、令和3年4月1日より改訂し施行する。

この規程は、令和3年8月1日より改訂し施行する。

この規定は、令和6年4月1日より改訂し施行する。